

兵庫県公報

平成28年12月16日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1

公布された法令のあらまし

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（規則第46号）
単純な労務に雇用される一般職に属する職員について、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第53号）と同様の措置を講ずることとした。

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第46号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第9条の2関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

第 1

職員の区分	号給	給料月額
		円
	1	—
	2	—
	3	—
	4	—
	5	—
	6	—
	7	—
	8	—
	9	127,900
	10	128,800
	11	129,800
	12	130,700
	13	131,700
	14	132,700
	15	133,700
	16	134,700
	17	135,500
	18	136,500
	19	137,500
	20	138,600
	21	139,400
	22	140,400
	23	141,400
	24	142,400
	25	143,500
	26	144,700
	27	145,900
	28	147,100
	29	148,200
	30	149,400
	31	150,600
	32	151,800
	33	153,000
	34	154,500
	35	156,000
	36	157,500
	37	158,900
	38	160,400
	39	161,900
	40	163,400
	41	164,900
	42	166,700
	43	168,500
	44	170,300
	45	172,100
	46	173,800
	47	175,500
	48	177,200
	49	179,200
	50	180,700
	51	182,200
	52	183,700
	53	185,000
	54	186,500
	55	187,900
	56	189,300
	57	190,700
	58	191,900
	59	193,200
	60	194,300

再任用職員 以外の職員	61	195,500
	62	196,600
	63	197,700
	64	198,800
	65	199,900
	66	201,000
	67	202,000
	68	203,000
	69	206,300
	70	207,700
	71	209,100
	72	210,500
	73	211,900
	74	213,500
	75	215,100
	76	216,500
	77	217,800
	78	219,300
	79	220,800
	80	222,100
	81	223,100
	82	223,900
	83	224,800
	84	225,800
	85	226,700
	86	228,200
	87	229,500
88	230,600	
89	232,100	
90	234,700	
91	237,100	
92	239,600	
93	248,200	
94	249,400	
95	250,500	
96	251,700	
97	252,600	
98	253,900	
99	255,000	
100	256,200	
101	257,300	
102	258,400	
103	259,600	
104	260,800	
105	261,800	
106	262,900	
107	263,900	
108	264,900	
109	266,000	
110	267,200	
111	268,300	
112	269,200	
113	270,200	
114	271,300	
115	272,400	
116	273,400	
117	274,400	
118	275,500	
119	276,600	
120	277,700	
121	278,600	
122	279,700	
123	280,700	
124	281,700	
125	282,600	
126	283,500	
127	284,500	

128	285,600
129	286,300
130	287,200
131	288,100
132	289,000
133	289,800
134	290,800
135	291,800
136	292,700
137	293,400
138	294,300
139	295,200
140	296,100
141	296,800
142	297,400
143	298,100
144	298,900
145	299,500
146	300,300
147	301,000
148	301,700
149	302,400
150	303,100
151	303,900
152	304,600
153	305,200
154	305,900
155	306,600
156	307,300
157	307,800
158	308,300
159	308,900
160	309,500
161	310,100
162	310,500
163	311,000
164	311,500
165	311,800
166	312,300
167	312,800
168	313,200
169	313,400
170	313,700
171	314,000
172	314,300
173	314,600
174	314,900
175	315,200
176	315,500
177	315,700
再任用職員	243,200

第 2

職員の区分	号給	給料月額
	201	262,900
	202	264,800
	203	266,600
	204	268,400
	205	270,200
	206	272,100
	207	273,900
	208	275,700
	209	277,500
	210	279,400
	211	281,200
	212	283,000
	213	284,800
	214	286,600
	215	288,300
	216	290,100
	217	291,800
	218	293,600
	219	295,300
	220	297,100
	221	298,600
	222	300,300
	223	301,900
	224	303,400
	225	305,000
	226	306,600
	227	308,300
	228	310,000
	229	311,200
	230	312,600
	231	314,000
	232	315,500
	233	316,800
	234	318,300
	235	319,700
	236	321,100
	237	322,700
	238	323,900
	239	325,200
	240	326,400
	241	327,500
	242	328,400
	243	329,500
	244	330,600
	245	331,700
	246	332,800
	247	333,800
	248	334,800
	249	335,800
	250	336,800
	251	337,800
	252	338,800
	253	339,700
	254	340,700
	255	341,700
	256	342,700
	257	343,600
	258	344,500
	259	345,400
	260	346,200

	261	347,000
	262	347,800
	263	348,600
	264	349,300
	265	350,000
	266	351,600
	267	353,000
	268	354,400
	269	355,700
	270	356,200
	271	356,700
	272	357,200
	273	357,600
	274	358,100
	275	358,600
	276	359,100
再任用職員	277	359,500
以外の職員	278	360,000
	279	360,500
	280	361,000
	281	361,400
	282	361,900
	283	362,400
	284	362,900
	285	363,300
	286	363,800
	287	364,300
	288	364,800
	289	365,200
	290	365,700
	291	366,200
	292	366,700
	293	367,100
	294	367,600
	295	368,100
	296	368,600
	297	369,000
	298	369,500
	299	370,000
	300	370,500
	301	370,900
	302	371,400
	303	371,900
	304	372,400
	305	372,800
	306	373,300
	307	373,800
	308	374,300
	309	374,700
再任用職員		243,200

(単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年兵庫県規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項第 1 号中「子の」を「子（育休法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）の」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行に伴う職員の号給又は給料月額に係る調整については、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 28 年兵庫県条例第 53 号）附則の規定の例による。
- 4 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。
- 5 前 2 項に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 6 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成 28 年兵庫県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「子の」を「子（育休法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。次項第 1 号において同じ。）の」に、「次項」を「次項第 1 号」に改め、「同条第 4 項第 1 号中」の右に「「子（育休法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）」とあるのは「子」と、」を加える。